(事業の目的)

第1条 しまづクリニックが設置するしまづクリニック(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅療養管理指導においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、居宅療養管理指導従事者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものとする。

指定介護予防居宅療養管理指導においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した 日常生活を営めるように配慮し、介護予防居宅療養管理指導従事者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、 心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用 者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、 その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、 保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「「姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成 24 年姫路市条例第 51 号)」「姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を 定める条例 (平成 24 年姫路市条例第 52 号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 しまづクリニック
 - (2) 所在地 兵庫県姫路市緑台1丁目7-20

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする
 - (1) 管理者 医師 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 医師 2名(常勤 1名(内管理者1名))

医師は、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の指導・支援や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

- (3)看護職員 1名(非常勤職員 0名)必要な看護を行う
- (4)事務職員 2名(非常勤職員 0名)必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、土曜日とする。月曜日午後、水曜日午後、土曜日午後および 金曜日、日曜日、終日休業日。ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から12時および午後2時から5時までとする。
- (3)上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の内容) 医師がおこなう場合

- 第7条 事業所で行う指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の種類は、次のとおりとする。
- (1) 利用者又は家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項や介護方法等についての指導又は助言等を行う。
- (2) 訪問診療等により利用者の病状と心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理にもとづいて、 居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- (3) ケアプラン等の策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議の参加により行うこととする。当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、原則として、文書等(メール、FAX等でも可)により、情報提供を行う。
- (4) 提供した居宅療養管理指導等の内容について記録を行う。
- (5) サービス担当者会議等へ参加することにより情報提供を行った場合については、その 情報提供の要点を記載する。記載について、医療保険の診療録に記載する場合、下線または枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにする。文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する。
- (6) 利用者又は家族に対する指導や助言等については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付する。

(指定居宅療養管理指導〔介護予防居宅療養管理指導〕の利用料等)

第8条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定 代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。 なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」 (平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービス が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるもの とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

- 3 指定居宅療養管理指導に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、 次の額とする。
 - (1) 事業所から片道10キロメートル未満 550円
 - (2) 事業所から片道10キロメートル以上 1100円
- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供に開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 従業者は、指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 事業所は、指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に関し、介護保険法第23条 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若

しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当 該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的 に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るも のとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)に よる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第14条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1)採用時研修 採用後6ヵ月以内
- (2)継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に関する記録を整備し、そのサービス を提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はしまづクリニックが定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。